



山形県公報

令和3年2月2日(火)
第176号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(新型コロナワクチン接種総合企画課) ……83
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

告 示

山形県告示第78号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和3年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類(通称名5F-EDMB-PINACA)
- (2) メチル=[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類(通称名AMB-FUBICA、MMB-FUBICA)
- (3) (8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類(通称名1cP-LSD)
- (4) メチル=3-メチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類(通称名MMB-022、AMB-4en-PICA、MMB-4en-PICA)

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和3年2月1日

山形県告示第79号

次の開発行為は、完了した。

令和3年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和2年6月25日 指令村総建第162号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市鷲ノ森二丁目4357番1、4356番2、4356番1

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東根市中央一丁目1番1号 東根市

令和3年2月2日印刷
令和3年2月2日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県